（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の一部改正）

**第五十条**　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第五号ただし書中「前各号」の下に「及び第八号」を加える。

（使用済自動車の再資源化等に関する法律の一部改正）

**第五十一条**　使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第四号中「住所」の下に「（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び住所並びにその代表者及び役員の氏名。第五十四条第一項第四号において同じ。）」を加える。

第四十五条第一項第六号中「法定代理人」の下に「（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第五十六条第一項第六号において同じ。）」を加える。

第六十一条第一項第四号中「住所」の下に「（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所。第六十八条第一項第五号において同じ。）」を加える。

第六十二条第一項第二号ロ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ト中「法定代理人」の下に「（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）」を加える。

（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部改正）

**第五十二条**　インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第五号中「及び」を「並びに」に改め、「前各号」の下に「及び次号」を加える。

（人事訴訟法の一部改正）

**第五十三条**　人事訴訟法（平成十五年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項及び第四項中「その他」を「その他の」に改める。

（破産法の一部改正）

**第五十四条**　破産法の一部を次のように改正する。

第六十一条第二項中「管理権の喪失の宣告」を「管理権喪失の審判」に改める。

（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部改正）

**第五十五条**　競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第三号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第六号中「前各号」の下に「又は次号」を加える。

（探偵業の業務の適正化に関する法律の一部改正）

**第五十六条**　探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第五号中「前各号」の下に「又は次号」を加える。

（賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律の一部改正）

**第五十七条**　賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四号中「氏名」の下に「（法定代理人が法人である場合においては、その商号又は名称及びその役員の氏名）」を加える。

第六条第一項第四号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第八号中「法定代理人」の下に「（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）」を加える。

内閣総理大臣　菅　直人
総務大臣　片山　善博
法務大臣　江田　五月
文部科学大臣　髙木　義明
厚生労働大臣　細川　律夫
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　海江田万里
国土交通大臣　大畠　章宏
環境大臣　松本　龍

# 省　令

## ○総務省令第五十三号

統計法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第四十三号）の施行に伴い、並びに統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条並びに統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）別表第一備考第一号の規定により読み替えて適用する同表の一の項並びに同表備考第三号及び第五号から第七号までの規定に基づき、就業構造基本調査規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月三日

総務大臣　片山　善博

就業構造基本調査規則等の一部を改正する省令

（就業構造基本調査規則の一部改正）

**第一条**　就業構造基本調査規則（昭和五十七年総理府令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第六項、第九条、第十条第一項及び第十二条第一項中「別表第一の備考の三」を「別表第一備考第五号」に改める。

（全国物価統計調査規則の一部改正）

**第二条**　全国物価統計調査規則（昭和五十七年総理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第六項、第九条及び第十条第一項並びに別表の一の項及び二の項下欄イ中「別表第一の備考の五」を「別表第一備考第七号」に改める。

（住宅・土地統計調査規則の一部改正）

**第三条**　住宅・土地統計調査規則（昭和五十七年総理府令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第六項、第九条、第十条第一項、第十三条第一項及び第十五条第一項中「別表第一備考第一号」を「別表第一備考第三号」に改める。

（全国消費実態調査規則の一部改正）

**第四条**　全国消費実態調査規則（昭和五十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第六項、第十条、第十一条第一項及び第十三条第一項中「別表第一備考第四号」を「別表第一備考第六号」に改める。

（経済センサス基礎調査規則の一部改正）

**第五条**　経済センサス基礎調査規則（平成二十年総務省令第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「作成するための調査」の下に「のうち報告を求める事項を事業所及び企業の名称、所在地、事業の内容、従業者数その他の基本的事項に限定したもの」を加える。

第二条中「、事業所の」及び「経済活動及び企業の」の下に「基本的な」を加え、「、すべてを「、全て」に改め、「明らかにする」の下に「基幹統計を作成する」を加える。

第八条第二項第一号中「すべて」を「全て」に改める。

第十一条第二項第一号ロ及び第二号ロ中「すべて」を「全て」に改める。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

# 告　示

## ○法務省告示第二百八十七号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十三年六月三日

法務大臣　江田　五月

住所　大阪市平野区平野市町２丁目５番９号
金　末子　昭和15年８月18日生

住所　大阪府摂津市東正雀10番４号
金福子　昭和21年１月５日生

住所　堺市西区鳳東町６丁656番地１
厳戦　昭和58年５月７日生

住所　大阪市福島区大開２丁目５番28―201号
金一奈　昭和60年10月11日生

住所　大阪府吹田市五月が丘北22番８―502号
洪信吉　昭和38年２月９日生

住所　大阪市福島区大開２丁目５番28―201号
高吉美　昭和48年７月10日生

住所　大阪市福島区大開２丁目５番28―201号
洪大輝　平成10年５月５日生

住所　大阪市福島区大開２丁目５番28―201号
洪優里　平成12年３月31日生

住所　大阪市福島区大開２丁目５番28―201号
洪優菜　平成14年10月８日生

住所　大阪市福島区大開２丁目５番28―201号
金憲人　昭和62年５月26日生

住所　大阪府吹田市五月が丘北22番８―502号
吳妙華　昭和54年10月12日生

住所　大阪府吹田市五月が丘北22番８―502号
李思斉　平成16年12月７日生